

終了時評価調査結果要約表（和文）

1. 案件の概要	
国名：セルビア共和国	案件名：エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト
分野：エネルギー	協力形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：産業開発・公共政策部 資源・エネルギー第一課	協力金額（評価時点）：2.2 億円
協力期間：(R/D) 2014 年 3 月～2016 年 3 月 (延長) 2016 年 3 月～2017 年 4 月 (再延長) 2017 年 5 月～2017 年 12 月	先方実施機関：鉱物エネルギー省（Ministry of Mining and Energy : MOME）、ベオグラード大学機械工学科（Mechanical Faculty of Belgrade University : MFBU）
	日本側協力機関：東京電力ホールディングス株式会社、ワイ・エス・ケイ コンサルタンツ株式会社
他の関連協力： 開発調査型技術協力「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度導入調査」（2009～2011）、技術協力プロジェクト「国としての適切な緩和行動（NAMA）能力開発プロジェクト」（2010～2013）、地球規模課題対応国際科学技術協力「家畜排泄物利用バイオマス研究」（2011～2013）、国別研修「エネルギー効率化及び省エネルギー化」（2010 年）	
1-1 協力の背景と概要 セルビア共和国（以下、「セルビア」と記す）は、一次エネルギー総供給量の 50%以上を自国の石炭供給で賄っているものの、石油の約 79%（2009 年）、天然ガスの約 90%（2009 年）を主にロシアからの輸入に頼っており、一次エネルギー全体に占める輸入依存度はおよそ 40%にも上っている。エネルギー安全保障の観点から、エネルギー源の多様化とともに省エネルギーの推進が求められている。 また、セルビアは European Union（EU）加盟に向けて、2006 年に EU 及び南東欧諸国のエネルギー共同体条約（Energy Community Treaty）に加盟後、エネルギー効率化に関する EU 指令（Energy Efficiency Directive 2012/27）と整合性をとるべく努力する必要がある。同指令では EU 域内におけるエネルギー消費を 20%削減する（2012 年比）ことが規定されており、エネルギー消費削減の中間目標を設定する 3 カ年ごとの国家行動計画作成が求められている。 かかる状況下、JICA はセルビアにおいて開発計画調査型技術協力「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理導入調査」（2009 年 6 月～2011 年 6 月）を実施した。同調査を通じて、セルビアの産業部門のエネルギー消費量は最終エネルギー消費量の 25%に上り、産業部門のエネルギー原単位（エネルギー効率を表す値。単位量の製品や額を生産するのに必要な電力・熱（燃料）などエネルギー消費量の総量のこと。一般に、省エネルギーの進捗状況をみる指標として使用される）は、我が国と比較すると 4 倍以上であることから、産業部門の省エネルギーポテンシャルは十分にあることが判明している。同調査の成果であるエネルギー管理制度の制度設計と同制度構築にかかる提言を踏まえ、セルビアは、「エネルギー効率利用にかかる法律（以下、「省エネルギー法」と記	

す)」を2013年3月に制定した。省エネルギー法の制定を受け、エネルギー管理制度・診断制度の枠組みの策定及びエネルギー管理士・診断士の人材育成が急務となっている。

このような背景から、セルビア政府は我が国に対して2010年「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」と記す)を要請し、省エネルギー法の制定を踏まえて2013年11月に合意文書(R/D)を締結し、鉱物エネルギー省(MOME)ならびに研修機関(のちにベオグラード大学機械工学部(MFBU)に正式決定)を主なカウンターパート(C/P)機関として、本プロジェクトを2014年3月より2017年4月までの予定で実施中である。

本終了時評価調査は、2017年4月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価したうえで、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的として実施された。

1-2 協力内容

本プロジェクトはセルビアにおいて、エネルギー管理制度(Energy Management System : EMS)の実施スキーム策定、エネルギー管理士(Energy Manager : EM)とエネルギー診断士(Energy Auditor : EA)の育成支援を通じて実施機関の能力強化を行うことにより、エネルギー管理制度の導入と実施促進を図り、もってエネルギー管理制度下の指定事業者のエネルギー消費削減に寄与するものである。

(1) 上位目標

エネルギー管理制度下の指定事業者における省エネルギーが推進される。

(2) プロジェクト目標

エネルギー管理制度が導入され、実施される。

(3) アウトプット(成果)

- 1) エネルギー管理と診断制度のスキーム設計がなされる。
- 2) エネルギー管理士及びエネルギー診断士の座学研修プログラムが確立される。
- 3) エネルギー管理士及びエネルギー診断士の実技研修プログラムが確立される。
- 4) エネルギー管理士と診断士の資格が制度化される。
- 5) MOMEのエネルギー管理及び診断制度の実施・管理能力が強化される。

(4) 投入(終了時評価時点)

日本側:(総額:235,085,952円)

- 1) 短期専門家派遣 12名 合計22.59人月(8分野:総括/省エネルギー政策・制度、副総括/省エネルギー実習機材調達、エネルギー管理制度、省エネルギー資格研修制度、省エネルギー技術(熱)、省エネルギー技術(電気)、省エネルギー普及促進、実習設備研修)。
- 2) 機材供与 32,280,504円(うち国内調達分:4,042,105円)
- 3) ローカルコスト負担 9,025,448円

相手国側： 1) C/P 配置 29 名 2) 建物・施設 実習機材設置サイトの提供、日本人専門家のオフィススペースと設備の提供 3) ローカルコスト負担 14,289,000 RSD (約 13,133,019 円)		
2. 調査団の概要		
調査団構成	1. Ms. Miomira Lazović (セルビア側総括) MOME 省エネルギー局省エネルギー向上規制創出グループ長 2. Mr. Rastislav Kragić (評価企画) MOME 再生可能エネルギー局シニア・アドバイザー 3. 林 宏之 (日本側総括) JICA 産業開発・公共政策部参事役 (資源・エネルギー) 4. 前田有紀子 (評価企画) JICA 産業開発・公共政策部資源・エネルギー第一チーム 5. 今井梨紗子 (評価分析) 国際航業 (株) 都市環境部コンサルタント	
調査期間	2016 年 10 月 2 日～16 日	調査種類：終了時評価
3. 評価結果の概要		
3-1 実績の確認		
(1) プロジェクト目標の達成状況		
<p>プロジェクト期間が 8 カ月延長されなければ、プロジェクト目標が達成される見込みは低い。現時点では、EMS は開始されていない。(ただし、以下のとおり、プロジェクト期間が 8 カ月延長されれば、プロジェクト目標の達成可能性が高まる)。</p>		
(2) アウトプット (成果) の達成状況		
<p>アウトプット 1 (エネルギー管理と診断制度のスキーム設計) は 7 割程度達成し、2016 年 10 月までに、指標 1-1 である 13 の二次法のうち、政令 1、規定 5、決議 1*が公表されており、残り 6 つの省エネルギー診断に関する規定 (Rulebook) はドラフト化が完了、2016 年 11 月には公表される見込みである。指定事業者の特定 (指標 1-2) は 3 割終了し、データベース構築 (指標 1-4) は完了しているが、EMS ガイドブック (指標 1-3) は作成中であり、自治体への補助金 (インセンティブ) として想定していた Energy Efficient Fund (指標 1-5) は現時点では未実施である。アウトプット 2 (EM/EA 座学研修プログラム) について、部分的に達成している。トレーナー候補生の研修 (指標 2-1) は完了し、240 (暫定) の指定事業者のうち、70 の指定事業者が座学研修 (指標 2-2) を受講した。エネルギー診断士候補生向けの座学研修 (指標 2-3) は EMS 資格制度に関する二次法の制定完了後に実施予定である。アウトプット 3 (EM/EA 実技研修プログラム) では、約 5 割が達成されている。実習機材は 2016 年 3 月に据付が完了し (指標 3-1)、引渡し式 (開所式) は同年 10 月に開催された。MFBU の准教授や講師ら 9 名の EM・EA トレーナー候補生の実地研修 (指標 3-2) は完了した。EM 候補生への研修 (指標 3-3 および 3-4) は、二次法制定完了後に 2017 年 2 月までに 100 名のエネルギー管理士向けの研修が開講される予定である。アウトプット 4 (エネルギー管理士・診断士資格の制度化) は EM・EA 資格認定に関する二次法制定を待っている段階であることから、未実施である。したがって、アウトプ</p>		

* 「指定事業者の選定と省エネルギー目標」にかかる政令、「EM/EA 研修及び資格制度化」に関する 5 つの規定、「指定研修組織選定」にかかる決議が発行されている。

ット4の指標4-1及び4-2は未達成である。アウトプット5（MOMEのエネルギー管理及び診断制度の実施・管理能力強化）は4割程度達成しており、自治体向け及び民間セクター向けの2つのセミナーが2016年4月に2回実施された（指標5-1）。EMSモニタリング及び見直し（指標5-2及び5-3）に関しては、EMSが開始されていないことから未実施である。

3-2 評価結果の要約

(1) 妥当性

本プロジェクトの妥当性は高く、プロジェクト終了時点まで妥当性は維持されるものと見込まれる。

本プロジェクトは、セルビアの開発計画「持続可能な国家開発戦略」（2007年）、「エネルギーセクター開発戦略2025年及び2030年予測」（2015年）及び2013年に制定された「省エネルギー法」において整合している。同様に本プロジェクトは、省エネルギー推進におけるMOMEの開発ニーズならびにMFBUのEMS研修能力強化のニーズに合致しており、プロジェクトアプローチとデザインは適切とみなされる。また、本プロジェクトは、日本の対セルビア開発援助政策の優先項目である「環境保全」のなかで、EU加盟に向けて、環境分野でEUが定める様々な基準を達成するための更なる取り組みへの支援に本プロジェクトは位置づけられており、日本のODA政策とも合致している。

(2) 有効性

終了時評価時点において、本プロジェクトの有効性は中程度であると判断された。

アウトプット1（エネルギー管理と診断制度のスキーム設計）にかかる活動の遅延は見られたものの、13カ月のプロジェクト期間延長を経て、アウトプット4（エネルギー管理士・診断士資格の制度化）、及びアウトプット5（MOMEのエネルギー管理及び診断制度の実施・管理能力強化）を除いたアウトプットがほぼ達成されている。しかしながら、プロジェクト目標である「エネルギー管理制度が導入され、実施される。」は適切なプロジェクト期間の延長がなされない場合は、目標を達成することができない見込みである。残りのプロジェクト期間では、セルビア側・日本側ともに時間厳守の意識をもち、プロジェクト活動の前進に努める必要がある。残り6つの二次法の制定に関しては、プロジェクト支援を通し、先方が計画通りに実施し、アウトプット4（エネルギー管理士・診断士資格の制度化）とアウトプット5（MOMEのエネルギー管理及び診断制度の実施・管理能力強化）についてもセルビア側・日本側双方の最大限の努力が期待されている。現時点では、本プロジェクトの目標達成を妨げる可能性がある外部要因はみられない。

(3) 効率性

本プロジェクト実施状況を検証し、効率性は中程度といえる。

プロジェクトのデザインが当初2年で計画されており、活動数に対して期間の設定がタイトであった。さらに、二次法制定がプロジェクト開始までの条件であったところ、選挙の影響を受け、組閣に時間を要したことに加え、組織改革〔MEDEP（Ministry of Energy, Development, and Environmental Protection）からMOMEへ〕もあったことから、二次法制定が前進していない状

態であった。しかしながら、EMS 構築は急務であったことから、本プロジェクトに二次法制定支援もプロジェクト実施中に含めることとした。プロジェクト1年目における法整備支援では、先方政府が財務省や法制局との調整に想定以上の時間を要したことが、二次法策定後のプロジェクト活動の遅延に起因した。プロジェクト遅延を受け、2015年5月の第1回JCCにて13カ月のプロジェクト期間の延長が両国で合意され、終了時評価時点までに、日本側及びセルビア側の投入は、2016年3月の第2回JCCにて修正されたPOに基づき、アウトプット4（エネルギー管理士・診断士資格の制度化）とアウトプット5（MOMEのエネルギー管理及び診断制度の実施・管理能力強化）を除き、おおむね計画どおりであった。日本側については、プロジェクト活動を実施するための日本人専門家の質、量、派遣タイミングについては、計画されたアウトプットを産出するために適切であった。セルビア側については、プロジェクトのための人員、設備、予算は計画のとおり割り当てられた。しかしながら、EMSにかかる二次法の草案準備段階で遅れが生じており、二度の選挙の影響を受けたとはいえ、結果としてコストと時間の効率性は損なわれたと判断される。

(4) インパクト

1) 上位目標の達成状況

上位目標はプロジェクト活動の結果、プロジェクト終了後3～5年以内に達成されると期待されている目標である。終了時評価時点においては、プロジェクト期間の延長によりPDMに設定された5つのアウトプットが産出され、プロジェクト目標が達成されれば、上位目標が達成される可能性は高い。上位目標の指標1に掲げた「制度導入後5年時点で、全指定事業者の5カ年の平均でエネルギー総量8削減のパーセンテージが年間1%となる」ならびに指標2「制度導入後5年時点で、工業セクターの全指定事業者に対し、エネルギー診断が行われる」はプロジェクト期間の延長によりプロジェクト目標が達成されれば、2つの指標も達成されることが見込まれる。

2) 正のインパクト

- ・インタビュー結果によると、MFBUは日本の技術とノウハウをもとに訓練された優秀な講師を擁した技術力の高い研修施設であると世間に認識されていることやMFBUの研修センターはプロジェクト終了後に高い評判を得ることは明らかであり、エネルギー管理士・診断士の資格認定をする唯一の研修機関として、大学の格があがるとの指摘があった。
- ・本件調査期間中、2016年10月11日にMFBU主催のEMS研修センター（MFBU）のオープニングセレモニーがMOME大臣臨席のもとで執り行われ、日本人専門家、開発パートナー、その他多くのステークホルダーが招待され、プロジェクトの成果を普及し、EMS研修センターが最新の資機材を有していることが地元メディアでも報道された。MFBUは学部全体で同センターの広報に注力しており、MOMEも関心も高いことが確認された。
- ・本プロジェクトはセルビアのEU加盟を加速させ、また省エネルギーの促進を通じた気候変動の緩和という意味において、エネルギー効率化と省エネルギー化においてセルビアの基準の底上げに寄与しているといえる。

3) 負のインパクト

終了時評価時点で、負のインパクトは確認されなかった。

(5) 持続性

以下の観点から本プロジェクト効果の持続性は中程度と予見される。

- 1) 政策・制度面：現時点で MOME の持続性に影響がある政策・制度の変化は見込まれていない。「エネルギーセクター開発戦略 2025 年及び 2030 年予測」（2016 年）、2013 年に制定された「省エネルギー法」は今後も継続することが見込まれる。
- 2) 組織面：MOME は ESM の監督省庁であり、EU 加盟後はさらにその活動が強化されていくことが予想され、また MFBU は EMS 研修の認定試験を行う唯一の機関であることから、MOME ならびに MFBU に内部の組織改編や職員の異動はあるとしても、両組織の役割と機能に影響がある大きな変化はないとみられる。しかしながら、MOME は省エネルギー政策実施や EMS 導入後に業務量の増加が見込まれるが、現時点においても省エネルギー部門の人員が不足している。
- 3) 技術面：MOME の EMS 実施にかかる技術的レベルは高く、問題はみられない。ただし、MOME に関しては、自治体・工場・ビルの省エネルギー診断報告のモニタリングのための恒久的な技術専門家の人員配置に加え、EMS 実施後の実情に合わせた二次法の加筆修正のための法律専門家を EMS グループに配置する必要がある。MFBU に関しては、トレーナー候補者は MFBU の助教授や講師を対象としており、高い技術力を有していることから、プロジェクト終了後も MFBU において EMS に関する技術レベルは高い状態を維持することができると予想される。
- 4) 財務面：法的制約により MOME 内の増員に関しては大きな制約があるが、EMS グループに 2 名の恒久的な人員配置（正式予算）が必要である。第 3 回 JCC において、この 2 名のプロジェクト終了後の先方予算での人員配置について善処すると MOME より説明があったが、本プロジェクト終了後の長期的な財務的状况を予見するのは現時点では時期尚早であると考えられる。一方、MFBU は、終了時評価結果の提言を反映し、省エネルギーセンター（Serbian Energy Efficiency Center : SEEC）事業計画書及び年間計画（2017～2019 年の各年）を策定・実施することができれば、財政的な持続性を確保することが期待できることから、プロジェクト終了までモニタリングを継続することが望ましい。

3-3 プロジェクトの効果発現に貢献した要因

(1) 計画内容に関すること

本プロジェクトは、プロジェクト開始条件として、二次法が制定されていることが前提であったが、EMS の導入と EU 省エネルギー基準を満たすことは EU 加盟における喫緊の課題であったことから、プロジェクトコンポーネントに二次法支援をプロジェクト実施中に盛り込むこととした。プロジェクト・デザインの観点から、プロジェクトコンポーネントに EMS 機材供与及び研修だけでなく、EMS の法整備支援を取り込んだことは、他の案件に例のない試みであり、セルビアにおいて法制度が確実にプロジェクト効果が持続することに貢献している。

(2) 実施プロセスに関すること

MFBU は EMS 研修制度の制定により、EMS 研修機材の所有と EMS 研修認定試験機関に任命される（2016 年 11 月予定）ことにより、大学の格付けがあがり、対外的に高評価を得ること可能となること、プロジェクト推進のモチベーションとなった。また、MFBU ならびにプロジェクトチームにより研修センターの開所式が盛大に行われ、体外的に効果的な広報となったことも C/P の主体性・積極性を高めることに貢献していることから、残りのプロジェクト期間で更に高いプロジェクトオーナーシップを発揮することが期待される。

3-4 問題点及び問題を惹起した要因

(1) 計画内容に関すること

3-3 (1) に関連し、二次法策定支援をプロジェクトコンポーネントに途中から含め、二次法制定にかかる時間をある程度見越してプロジェクト期間を適切な期間とした。セルビア側の法律専門家、そして二次法承認プロセスにかかわるステイクホルダーを巻き込み、二次法制定にかかる標準所要時間と留意事項を関係者間で共有が当初よりできていれば、本プロジェクトをより適切な形にデザインすることができたと考えられる。

(2) 実施プロセスに関すること

先方政府の二次法制定に関し、複数の阻害要因が確認された。EU 加盟を満たすための環境基準の制定と施行のため、MOME でより多くの人員を要するのに対して、2015 年に制定された公務員定員制限法により、MOME の人材増員が厳しい制限を受けている。これにより法律専門家が削減されるなどプロジェクト活動に支障をきたしたことから、プロジェクトの傭人として法律専門家、技術専門家の投入が継続することで対処している。また、プロジェクト期間中の 2 回の選挙の影響で、組閣の遅れの影響と組織改革の影響を受け、二次法承認プロセスにも必然的に遅れが生じ、プロジェクトスケジュールの頻繁な調整を余儀なくされた。

3-5 結論

上記の結果を総合すると評価 5 項目は全体で中程度と判断される。本プロジェクトは、セルビアの開発計画、MOME・MFBU のニーズ、日本の対セルビア開発援助政策に合致しており、その妥当性は高い。有効性に関しては、プロジェクト期間を延長しなければ残りの活動が完了せずプロジェクト目標の達成が難しいことから、中程度であると判断された。効率性については、主に先方政府の二次法制定の遅延により、それに関連したプロジェクト活動に遅延が見られ、プロジェクト期間が延長となりコスト効率性に影響したことからプロジェクトの効率性は中程度と判断される。一方、1 回目のプロジェクト期間延長により二次法策定に十分な時間が確保され、また供与された新規機材に関するより精緻なガイダンスを日本人専門家から受けることができたことにより、プロジェクト終盤の活動促進が期待できる。二次法制定は大きな正のインパクトであり、プロジェクトが延長され、プロジェクト目標が達成されれば、プロジェクト終了後 5 年後にはエネルギー削減によって公的機関・民間企業ともにエネルギーコストが削減され、上位目標が達成される可能性が高い。ただし、現時点では、上述のとおり、プロジェクト目標はプロジェクトが延長されなければ期待されたアウトプットを産出することが難しく、また財政的持続性に懸念が残ることから、その持続性

は中程度であると判断される。本プロジェクトは、8カ月のプロジェクト期間の延長がなければ、プロジェクト目標の達成は困難と判断された。ただし、プロジェクト延長によりプロジェクト目標の達成可能性は高まる見込みである。

3-6 提言

(1) プロジェクトへの提言

- ・ プロジェクト期間の延長

プロジェクト実施スケジュールの遅延にはいくつかの要因があり、2014年及び2016年の選挙により組閣が遅れ、結果としてプロジェクト活動が影響を受け、先方政府の二次法制定、特に承認プロセスにおいてプロジェクトが想定していた以上の時間を要した。一方、研修センター建設ならびに機材調達におおむね計画通り行われたが、二次法制定後に計画されていた活動のスケジュールは遅延している。結果的に、EMS認定資格の制度化やMOMEのエネルギー管理及び診断制度の実施・管理能力強化など後半に重要な活動が予定されていることを勘案し、プロジェクト期間を2017年12月（セルビア会計年度末）まで、8カ月延長することを提案する。しかしながら、プロジェクト期間の延長は今回で2回目に該当することから、(2)及び(3)に示す条件を延長の条件とすることを併せて提案する。

- ・ PDM及びPOの改定

終了時評価の結果、プロジェクト期間、上位目標の外部要因、プロジェクト効果の持続性確保のための追加活動〔(2)及び(3)〕等をプロジェクトの進捗状況に合わせ、PDM version 3及びPO version 3へと改定し、反映することを提案する。

(2) 先方実施機関（MOME）への提言

- ・ プロジェクトへの延長条件：研修評価・モニタリングの強化

プロジェクト期間の8カ月延長の条件として、MOMEの研修評価・モニタリング体制を強化するため、MOME内に組織図上存在するが、適切な人材配置に至っていないGroup of Energy Management System（エネルギー管理システムグループ）に2017年度中に予算計上を行い、2018年度以降に確実に2名の人員を配置することを延長条件とした。

(3) 先方実施機関（MOME/MFBU）への提言

- ・ SEEC事業計画書・SEEC年間計画（2017～2019各年）の策定

MFBUはプロジェクト効果の持続性を確保するため、以下の計画書を策定し、MOMEの承認を受けることを提言する。プロジェクト期間の延長に伴い、下記の5-9及び5-10の活動が追加され、PDM version 3及びPO version 3に反映された。

新設活動 5-9. MFBUはSEEC事業計画書、SEEC年間活動計画（2017～2019年）を作成し、SEEC年間活動計画をMOMEに提出する。

新設活動 5-10. MOMEはSEEC年間活動計画（2017～2019年）を承認する。

(4) JICA への提言

- ・ プロジェクト活動の進捗確認

セルビア側の活動の進捗に関し、プロジェクトチーム側による進捗確認を確実にし、EMS の円滑な開始が可能となるよう、JICA バルカン事務所に現地での MOME の人員確保に関する予算計上のフォローアップを入念に行うことを提案するとともに、JICA 本部側からの働きかけや必要に応じて TV 会議システムの継続的活用をしながら、延長期間内に活動が終了するようにプロジェクトを支援することを提案する。特に、プロジェクトの終了後の 2018 年 1 月以降の EMS グループへの人材配置のための先方の予算計上について、2017 年夏季頃に行われることが想定されることから、先方の予算計上措置を適切にフォローアップすることが求められる。

3-7 教訓

他案件への教訓は次のとおりである。

(1) 二次法制定にかかる十分な工数の見込み

本プロジェクトは、先方が省エネルギー法に関連した二次法制定が完了していることがプロジェクト開始の前提であったが二次法の申請許可が財務省及び法制局の承認プロセスを経る必要があり、その複雑な手続きに想定以上の時間を要した。よってプロジェクトの実施中に、先方の二次法制定支援を活動に含めるよう活動を変更したが、プロジェクト形成時に法律制定に要する時間及びリソース（セルビア側・日本側の法律専門家）にかかる精緻な情報をプロジェクト・デザインに反映する必要があったと思われる。したがって、他の類似プロジェクトの工程を検討する場合においては、二次法制定にかかる手順と標準的承認期間、ならびに当該国の承認プロセスについて詳細計画策定調査時までには明らかにし、法整備支援に十分な人員・工数を見込んだ計画が必要であるといえる。

(2) 他ドナー支援の有効活用

本件では、C/P である MOME によって、他ドナー支援のスキームを有効活用し、データベース構築のためのソフトウェア製作（ノルウェー支援）や研修テキストブック開発（UNDP/GEF）が実施され、他ドナー支援との協働が見られた。地球環境ファシリティ（GEF）は UNDP 以外の機関からも支援が可能である。よって、本プロジェクトのように C/P の積極的な資金調達申請によりプロジェクトに必要な資金の捻出が可能となった点は、他の類似プロジェクトにおいても活用でき、援助効果を高めることにつながるものと考えられる。